「経営者保証に関するガイドライン」への 当組合の取り組みについて

2023年4月

大東京信用組合

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への当組合の取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、お客さまと保証契約の締結及び見直しをする場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合等は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築に努めてまいります。

【当組合の具体的な取り組み】

- (1)経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、お客さまの経営状況や資金使途、返済計画等を総合的に判断する中で、お客さまの意向も踏まえて検討いたします。
- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。
- (2)検討の結果、保証をご提供いただく場合、保証契約の必要性や変更・解除等の見直しの可能性などをお客さまに具体的にご説明するとともに、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、資産・収入の状況、融資額等を踏まえて適切な保証金額を設定いたします。
- (3)万一の保証債務履行請求時には、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の 範囲を決定いたします。
- (4)お客さまから保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に上記(1)①~⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応いたします。
- (5)事業承継時、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、上記(1)①~⑤に即して保証の必要性等を改めて検討いたします。

2. 「経営者保証の機能を代替する融資手法」の活用

当組合では、「経営者保証の機能を代替する融資手法」として以下の枠組みをご用意しております。詳しくはお取引店舗へお問い合わせください。

【当組合の経営者保証に代替する融資手法】

『停止条件付連帯保証』

特約条項(情報開示・透明性確保等)に抵触しない限り保証債務の効力が発生しない保証契約を準備しております。 尚、融資審査の結果、ご希望にそえない可能性があることにご留意ください。

3. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①新規に無保証で融資した件数	433	875	514
②保証契約を変更した件数	0	2	2

4. お問い合わせ窓口

大東京信用組合 お客様相談室

受付日:月曜日~金曜日(祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間:9:00~17:00 電話:0120-402-003